

一般事業主行動計画（第4回）

次世代育成支援対策推進法に基づき、社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和5年3月31日までの 3 年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 職場ミーティング等での周知を図る。
- 希望する社員への個別相談に応じる体制を作る。

目標2：就学前の子供を育てる社員の子育てしやすい勤務体系への変更とその後もとの勤務体系へスムーズに戻れる体制づくりを行う。

<対策>

- 短時間勤務の定時制を導入
労働時間の短縮について、相談できる体制をとる。
- 労働日の短縮制を導入
週の休暇を子育ての状況に応じ相談できる体制をとる。
- 定期的なヒアリング
復帰後の勤務状況等をヒアリングしてスムーズに戻れるようサポートする。